

平成 29 年度 第 4 回岡崎市景観審議会議事録

1 日時 平成 30 年 2 月 19 日 (月) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 5 時 15 分

2 場所 岡崎市役所 西庁舎 7 階 701 号室

3 議題

- (1) 諮問第 5 号 「ふるさと景観資産の選定について」
- (2) 諮問第 4 号 「第 3 回おかざき景観賞の審査について」
- (3) 付議第 6 号 「大樹寺から岡崎城天守への眺望計画策定について」
- (4) 諮問第 7 号 「岡崎市景観計画の変更について」
- (5) 諮問第 8 号 「屋外広告物の告示改正について」

4 出席した委員 (11 名)

学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	堀越 哲美
学識経験者	河江 喜久代
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	丹羽 誠次郎
学識経験者	長谷川 明子
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	佐藤 繁子
各種団体	加藤 由里子
各種団体	柴田 芳孝

5 説明者

都市整備部拠点整備担当部長		初井 泰晴
都市整備部まちづくりデザイン課長		杉山 弘朗
都市整備部まちづくりデザイン課	副課長	浅井 恒之
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係長	鈴木 秀幸
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係主任主査	成瀬 晋
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係主事	武田 穂波
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係技師	小林 佑大
都市整備部公園緑地課	計画係長	藤城 直尊

6 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として中根委員及び加藤委員を議事録署名者に指名した。

7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例に基づく会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行い、一部非公開とすべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 諮問第5号「ふるさと景観資産の選定について」(説明)

議長が諮問第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(河合主任主査)から説明した。

- (1) ふるさとの名木選定候補「(仮称) 渡通津説教所の大イチョウ」の概要について

9 諮問第5号「ふるさと景観資産の選定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員：

本件は地元の要望で選定するものか。

事務局：

そうである。

杉野委員：

渡通津説教所の概要を説明してほしい。

事務局：

建立は1783年といわれている。

杉野委員：

1783年ということは、江戸時代の中ごろから後半にかけて建立され、明治頃に説教所となり、イチョウは樹齢から見てその頃植えられたものではないか。建築物の概要も説明文より読み取れると良い。地域に根差した寺院に植えられ、親しまれてきた樹木ということで、選定は大変結構なことと思う。

瀬口会長：

今のご指摘を含めて、真宗大谷派の建物でいつごろ作られたかなども含めた文章へと修正を検討してほしい。

事務局：

承知した。

天野委員：

本件の選定に賛同する。なお、名木は枯れたり切られたりして減少傾向にあるため、本件の選定公表の際には制度の周知を併せて行っていただければと思う。

事務局：

見学会の際に、応募を呼びかけるなどの周知を行っている。今後もこうした活動を続けたい。

瀬口会長：

選定公表の際、市政だよりに掲載するか。また、写真付きで掲載するか。

事務局：

市政だよりに掲載する。なお、写真付きかどうかはその時の記事量により広報課が判断する。

瀬口会長：

写真付きで掲載できるような働きかけを行ってほしい。

事務局：

働きかけを行っており、今後も実施したいと思う。

議長が諮問第5号に関する質疑の終結を宣言した後、この件について全会一致で原案のとおり了承し、その旨を答申することに決定した。

10 諮問第4号「第3回おかざき景観賞の審査について」(説明)

【諮問第4号については非公開】

11 諮問第4号「第3回おかざき景観賞の審査について」(質疑)

【諮問第4号については非公開】

12 付議第6号「大樹寺から岡崎城天守への眺望計画策定について」(説明)

諮問第7号「岡崎市景観計画の変更について」(説明)

議長が付議第6号、諮問第7号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(成瀬主任主査)から説明した。

- (1) 眺望計画の策定までの経緯について
- (2) 眺望計画において定める事項について
- (3) 岡崎市景観計画について
- (4) 眺望計画の策定スケジュールについて

13 付議第6号「大樹寺から岡崎城天守への眺望計画策定について」(質疑)

諮問第7号「岡崎市景観計画の変更について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

丹羽委員：

土地所有者への説明会について、ほかの学区が1回なのに対し、広幡学区は6回開催しているが、理由を知りたい。

事務局：

広幡学区で説明会を開催した際、より詳細な説明の希望があり、再度開催した。その後測量補助金などへのご意見を頂き、調整を図る中で回数を重ねたものである。

長谷川委員：

土地所有者何人のうち、何人が出席しているのか。また、周知の方法はこのチラシで十分か、罰則規定が適用される旨をどのように周知しているのか。

事務局：

約600筆の土地所有者のうち、129名にご出席いただいた。

罰則規定は説明会のご案内の通知文や回覧などで周知を実施している。

議長が付議第6号、諮問第7号に関する質疑の終結を宣言した後、付議第6号について全会一致で原案のとおり可決することに決定した。

また、諮問第7号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

14 諮問第8号「屋外広告物の告示改正について」(説明)

議長が諮問第9号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(武田主事)から説明した。

- (1) 人口集中地区の更新に伴う規制区域変更について

- (2) 愛知県岡崎総合運動場の名称変更について
- (3) 施行期日・経過措置について

15 諮問第8号「屋外広告物の告示改正について」(質疑)
次の趣旨の質疑がなされた。

柴田委員：

愛知県岡崎総合運動場の名称変更は、名称が変わるのみで区域は従来のままか。

事務局：

名称変更のみを予定しており、区域は従来のみである。

柴田委員：

第3条第10号の区域について説明してほしい。また、そこから何メートルを規制区域とする、という内容か、あるいはエリア内が規制対象となっているのか。

事務局：

都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他公園、緑地等の公共空地で市長が指定する区域を指す。エリア内が規制対象となっている。

柴田委員：

人口集中地区は、22年と27年でどのように変化したか。

事務局：

資料中のH22・27人口集中地区重ね合わせ図をご覧いただきたい。

柴田委員：

岡崎公園周辺の規制は変わるのか。

事務局：

人口集中地区のエリアに変動が見られない場所については、規制は従来と同様となる。

瀬口会長：

乙川河川沿いが禁止地域となっているが、なぜか。

事務局：

都市公園の区域として、禁止区域となっている。

議長が諮問第 8 号に関する質疑の終結を宣言した後、この件について全会一致で原案のとおり了承し、その旨を答申することに決定した。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成 29 年度第 4 回岡崎市景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
